

第94回電気用品調査委員会
平成27年11月12日
資料No.7-2

各工業会等からの解説追加要望によって反映した項目

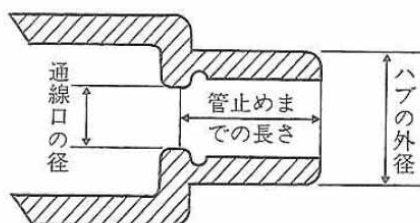
電気用品調査委員会 事務局

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-1	タイトル	金属製コネクターの図の修正
提案日時	H26.9.1	提出団体	全国金属製電線管附属品工業組合
該当別表	別表第二	電気用品名	金属製コネクター（エルボー、キャップ、ボックス）
該当項番		該当解釈頁	平成25年版（オレンジ本）146ページ（V-2-54）

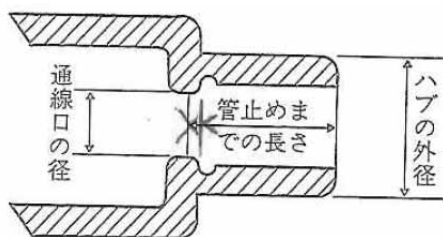
現状解説（新たに解説を追加する場合は，“なし”と記載）

5. 「電線管接続側」のハブの「外径」、「管止めまでの長さ」及び「通線口の径」とは、次の図に示す箇所をいう（以下エルボー、キャップ及びボックスにおいて同じ。）。



解説改定原案

5. 「電線管接続側」のハブの「外径」、「管止めまでの長さ」及び「通線口の径」とは、次の図に示す箇所をいう（以下エルボー、キャップ及びボックスにおいて同じ。）。



（審議の結果）

図の誤記であり、改定版に反映する。

注；改定案が記載しきらない場合は，添付資料として追加。

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-2	タイトル	圧縮強度試験の“接着”の解説追加
提案日時	H26.9.1	提出団体	合成樹脂製可とう電線管工業会
該当別表	別表第二	電気用品名	圧縮強度試験
該当項番	附表第二十三	該当解釈頁	平成25年版(オレンジ本)170ページ(V-2-92)
現状解説(新たに解説を追加する場合は、“なし”と記載)			
なし。			
解説改定原案			
<p>2.「接着」とは、該当面のいずれかの部分が触れた状態を示す。</p> <p>理由</p> <p>試験官によって、「接着」の解釈が様々となる恐れがあるため、明確にする。</p> <p>(審議の結果)</p> <p>次のように表現を修正し改定版に反映する。</p> <p>「2.「接着」とは、試料の内面のいずれかの部分が触れた状態を示す。」</p>			

注；改定案が記載しきらない場合は，添付資料として追加。

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-3	タイトル	誤記の修正
提案日時	H26.9.30	提出団体	(一社)日本照明工業会
該当別表	別表第八	電気用品名	全て
該当項番	(2) 構造り	該当解釈頁	平成25年版(オレンジ本)485ページ(V-8(1)-31)
現状解説(新たに解説を追加する場合は, “なし”と記載)			
<p>別表第八 構造の解説17.(2) a (p.485) 編集上の誤記を修正する。 a 合成樹脂を介して締め付け、 の合成樹脂にあつては、<u>附属の表の左欄に掲げる絶縁物</u></p>			
解説改定原案			
<p>a 合成樹脂を介して締め付け、 の合成樹脂にあつては、<u>別表第十一、第1章の表の左欄に掲げる絶縁物</u></p> <p>(審議の結果) 解釈発行時の修正漏れであり改定版に反映する。</p>			

注；改定案が記載しきらない場合は，添付資料として追加。

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-4	タイトル	コンデンサの解説の追加
提案日時	H . .	提出団体	一般社団法人 日本電機工業会
該当別表	別表第八	電気用品名	扇風機・他
該当項番	2.(41)	該当解釈頁	平成25年版(オレンジ本) ページ(V-8(3)-2)
現状解説(新たに解説を追加する場合は, “なし”と記載)			
<p>技術基準の解釈(別表第八 2.(41)イ(ト))</p> <p>扇風機及び換気扇であって、JISC4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付コンデンサー又はこれらと同等のものであること。 ... (略) ...</p> <p>技術基準の解釈の解説(解説4)</p> <p>イ項(ト)の、「これらと同等のもの」にはIEC60252-1に規定する安全クラスP2のものを含む。 ... (略) ...</p>			
解説改定原案			
<p>技術基準の解釈(別表第八 2.(41)イ(ト))</p> <p>扇風機及び換気扇であって、JISC4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付コンデンサー又はこれらと同等のものであること。 ... (略) ...</p> <p>技術基準の解釈の解説(解説4)</p> <p>イ項(ト)の、「これらと同等のもの」にはIEC60252-1(2010)に規定する安全クラスP2又はIEC60252-1(2010/A1:2013)の安全保護クラスS2及びS3のものを含む。 ... (略) ...</p> <p style="text-align: center;">提案理由: IEC60252-1が改訂されたことに対応するため、S2を追加する必要がある(P2とS2は同じものであり、規格改正で呼称が変わった)。なお、S3については試験方法が異なるとの情報があり、追加の妥当性について確認できていない。</p> <p>(審議の結果)</p> <p>IEC規格の改定のためであり、従来の新IEC規格のS2,S3はJISC4908(2007)に規定する保安装置内蔵コンデンサーと同等であると判断されるため改定版に反映する。</p>			

注; 改定案が記載しきらない場合は, 添付資料として追加。

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-5	タイトル	電気ストーブの「赤熱する発熱体」の解説
提案日時	H26.09.xx	提出団体	(一財)日本品質保証機構
該当別表	別表第八	電気用品名	電気ストーブ等
該当項番	2(1)イ(ハ)	該当解釈頁	平成25年版(オレンジ本)531ページ(V-8(2)-5)
現状解説(新たに解説を追加する場合は, “なし”と記載)			
なし			
解説改定原案			
<p>・イ項(ハ)bの解説</p> <p>イ項(ハ)bは、解釈別表第八1(2)へ項(二)により「定格電圧が150以下であって、かつ、通電した場合に赤熱する発熱体を有するものの発熱体」に試験指が触れても充電部露出とならないが、危険防止の観点から電気ストーブの「赤熱する発熱体」に対し直径50mmの鋼球による要求事項を設けたものである。</p> <p>・イ項(ハ)e、fの解説</p> <p>イ項(ハ)e及びfは、ハロゲンヒーター等の赤熱する発熱体が外部から見える構造の電気ストーブから発生した揮発性有機化合物等(VOC等)によって頭痛・めまい等の健康被害が発生し、原因は電気ストーブの発熱体の保護枠又は保護網にVOC等を含有する塗装が施されていたためと推定されたことから、平成21年9月の省令の改正で追加された。</p> <p>(審議の結果)</p> <p>提案の解説は、当該解釈規定時の経緯を記載するもので、解釈を理解するため有用であるため、改定版に反映する。</p>			

注；改定案が記載しきらない場合は，添付資料として追加。

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-6	タイトル	平常温度上昇試験における周囲温度
提案日時	H26.09.xx	提出団体	(一財)日本品質保証機構
該当別表	別表第八	電気用品名	その他の凍結・凝結防止用電熱器具等
該当項番	2(32)八	該当解釈頁	平成25年版(オレンジ本)595ページ(V-8(2)-81)
現状解説(新たに解説を追加する場合は、“なし”と記載)			
なし			
解説改定原案			
<p>2. 八項において、基準周囲温度20 で動作しないものにあつては、動作する温度で試験を実施する。</p> <p>この場合周囲温度0 で動作するものはその状態で試験を実施し、測定した温度を基準周囲温度20 で換算する。</p> <p>(審議の結果)</p> <p>提案の解説は、凍結防止機器の試験での方法を明示したもので、解釈の理解及び試験を行うために有用であるため、改定版に反映する。ただし、以下のように語句を修正する。</p> <p>「2. 八項において、周囲温度20 で動作しないものにあつては、動作する最高温度で試験を実施する。これに該当するものとしては、凍結・凝結防止用電熱器具等がある。</p> <p>例えば、周囲温度0 で動作するものはその状態で試験を実施し、測定した温度を基準周囲温度20 で換算する。」</p>			

注；改定案が記載しきらない場合は、添付資料として追加。

電気用品の技術基準の解説改定提案票

整理番号	2015-7	タイトル	電気用品の巻線に使用されるエナメル線類の使用温度の上限値
提案日時	H26.09.xx	提出団体	(一財)日本品質保証機構
該当別表	別表第八	電気用品名	全て
該当項番	附表第四	該当解釈頁	平成25年版(オレンジ本)ページ(V-8(5)-18)
現状解説(新たに解説を追加する場合は、“なし”と記載)			
なし			
解説改定原案			
<p>エナメル線類は絶縁物に該当しないが、電気用品の絶縁の種類を算定する場合に、巻線の耐熱性が重要な要因となるので、巻線のうちエナメル線類を参考として掲げる。</p> <p>(以下、H3.7.20安全問題研究会発行「電気用品(電子機器)技術基準の判定方法と運用」P.195～196、又はH3.3.30(財)電気安全環境研究所 電気用品安全センター発行「電気用品技術基準の判定方法と運用」P.439、P.441、P443の表を引用する。)</p> <p>(審議の結果)</p> <p>提案の解説は、電気用品でエナメル線類を使用している機器の判定に有用であるため、改定版に反映する。ただし、以下のように語句を修正する。</p> <p>「エナメル線類は絶縁物に該当しないが、電気用品の絶縁の種類を算定する場合に、巻線の耐熱性が重要な要因となるので、巻線のうちエナメル線類を参考として掲げる。</p> <p>(以下、H3.7.20安全問題研究会発行「電気用品(電子機器)技術基準の判定方法と運用」P.195～196、又はH3.3.30(財)電気安全環境研究所 電気用品安全センター発行「電気用品技術基準の判定方法と運用」P.439、P.441、P443の表)」</p>			

注；改定案が記載しきらない場合は、添付資料として追加。